

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）改正に伴う見直しのため。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学校の学期及び休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定する校長の職務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(副校長)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>5 法第37条第6項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）の規定による副校長の職務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>6 ……略……</p> <p>(主任教諭及び主任養護教諭)</p> <p>第7条の4 学校に主務教諭を置くことができる。</p>	<p>(学期及び休業日)</p> <p>第3条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(校長の職務)</p> <p>第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第4項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>2 ……略……</p> <p>(副校長)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>5 法第37条第6項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）の規定による副校長の職務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>6 ……略……</p> <p>(主任教諭及び主任養護教諭)</p> <p>第7条の4 学校に特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職とし</p>

2 前項に規定する主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 第1項に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

(主任)

第7条の5 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

(その他必要な職員)

第10条 法第37条第2項(法第49条の規定において準用する場合を含む。)に規定するその他必要な職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

て、主任教諭を置くことができる。

2 学校に特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

(主任)

第7条の5 学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

(その他必要な職員)

第10条 法第37条第2項(法第49条の規定において準用する場合を含む。)に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。

る。

(1)及び(2) ……略……

2及び3 ……略……

(表簿)

第22条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(11) ……略……

2 ……略……

(1)及び(2) ……略……

2及び3 ……略……

(表簿)

第22条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(11) ……略……

2 ……略……

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。